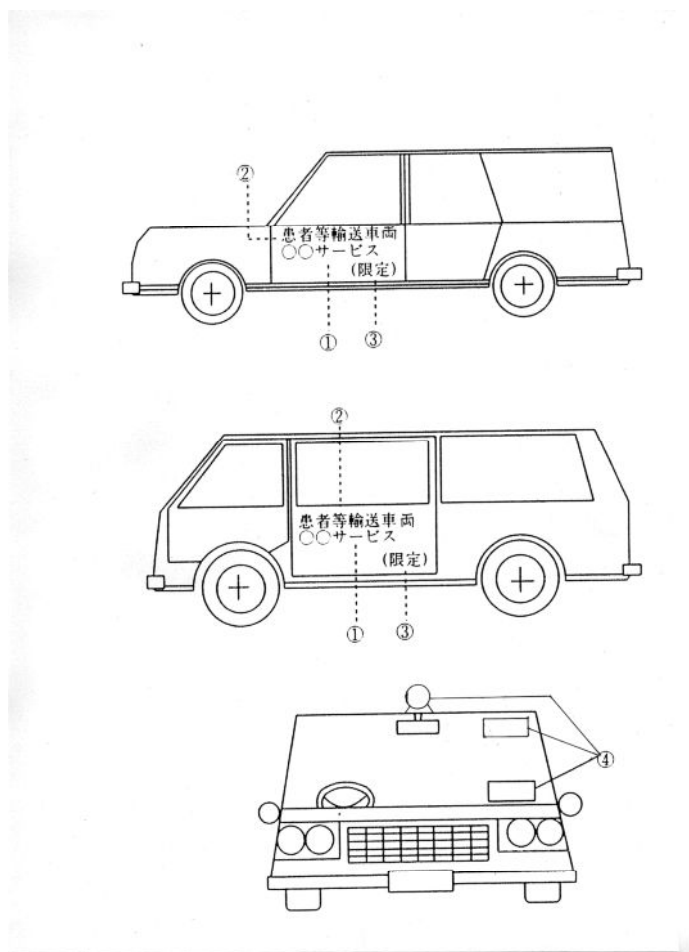


別表（5）〔患者等輸送車両の表示方法〕



①事業者の氏名、名称又は記号

②「患者等輸送車両」又は「福祉輸送車両」

③「(限定)」

④車内表示装置又は表示板

注

事業者の氏名、名称又は記号、「福祉輸送車両」、「患者等輸送車両」及び「(限定)」の表示は、ペンキ又は容易に剥がれないステッカーにより、車両の両側面に行うこと。

文字の大きさは縦横5センチメートル以上とする。